

# 高齢者虐待防止のための指針

虐待は高齢者の尊厳の保持や、高齢者の人格の尊重に深刻な影響を及ぼす可能性が極めて高く、虐待防止のために必要な措置を講じなければならない。

当事業所は利用者への虐待は、人権侵害であり、犯罪行為であると認識し、高齢者虐待防止法に基づき、高齢者虐待の禁止、予防及び早期発見を徹底するため本指針を定める。

## 1. 高齢者虐待防止に関する基本的考え方

当事業所は、「高齢者虐待の防止、高齢者の擁護者に対する支援等に関する法律」を踏まえ、サービス提供にあたって身体的、精神的な虐待が起きることのないよう、すべての職員は本指針に従いサービスを提供する。

## 2. 虐待の定義

本指針における虐待とは、下記をいうものであり、これらの発生の防止を図る。

### (1) 身体的虐待

暴力的行為等で利用者の身体に外傷や痛みを与える又はそのおそれのある行為を加えること。また、正当な理由なく身体を拘束すること。

### (2) 介護・世話の放棄・放任（ネグレクト）

意図的であるか、結果的であるかを問わず、行うべきサービスの提供を放棄又は放任し、利用者の生活環境や身体・精神状態を悪化させること。

### (3) 心理的虐待

脅しや侮辱等の言葉や威圧的な態度、無視、嫌がらせ等によって利用者に精神的、情緒的な苦痛を与えること。

### (4) 性的虐待

利用者にわいせつな行為をすること。又は利用者にわいせつな行為をさせること。

### (5) 経済的虐待

利用者の合意なしに財産や金銭を使用し、本人の希望する金銭の使用を理由なく制限すること。

## 3. 虐待防止のための具体的措置

虐待等の発生の防止・早期発見に加え、虐待等が発生した場合はその再発を確実に防止するための対策を検討するとともに、虐待防止に関する措置を適切に実施する。

### (1) 虐待防止検討委員会を設置

- ① 委員会の運営責任者は管理者が務める

- ② 委員会の委員は、職員全員とする
- (2) 虐待防止検討委員会の開催
  - ① 委員会は委員長の招集により年2回以上開催する
  - ② 虐待事案発生等、必要な際は随時委員会を開催する
- (3) 虐待防止検討委員会の役割
  - ① 虐待に対する基本理念、行動規範等及び職員へ周知
  - ② 虐待防止のための指針、マニュアル等の整備
  - ③ 職員の人権意識を高めるための研修計画策定
  - ④ 虐待予防、早期発見に向けた取り組み
  - ⑤ 虐待が発生した場合の対応
  - ⑥ 虐待の原因分析と再発防止策の検討
- (4) 虐待防止の担当者の選任  
虐待防止の担当者は、管理者とする

#### 4. 虐待防止のための職員研修

- (1) 職員に対する虐待防止のための研修内容は、虐待の防止に関する基礎的内容など(適切な知識の普及・啓発)と併せ、事業所における虐待防止の徹底を図るものとする
- (2) 虐待防止を目的とした職員研修を、原則年2回以上及び職員採用時に実施する(但し、身体拘束等の適正化のための職員研修と併せて実施してもよい)
- (3) 研修を通じて、従業者の人権意識の向上や知識や技術の向上に努める

#### 5. 虐待等が発生した場合の対応方法に関する基本方針

- (1) 虐待等が発生又は発生した疑いがある場合は、直ちに委員会を開催し、客観的な事実確認を行う
- (2) 虐待の事実を把握した場合において、緊急性の高い事案の場合は、行政機関及び警察等の協力を仰ぎ、被虐待者の権利と生命の保全を最優先する
- (3) 虐待者が職員であることが判明した場合は、厳正に対処する
- (4) 虐待が発生した原因と再発防止策を委員会において討議し、職員等に周知する

#### 6. 虐待等が発生した場合の相談報告体制

- (1) 利用者又は家族等から虐待の通報を受けた場合は、本指針に従って対応する。相談窓口は、高齢者虐待防止担当者とする
- (2) 事業所内における高齢者虐待は、外部から把握しにくいことが特徴であることを認識し、職員は日頃から虐待の早期発見に努めるとともに、高齢者虐待防止委員会及び担当者は職員に対し早期発見に努めるよう促す

## 7. 虐待等に係る苦情解決方法

- (1) 虐待等の苦情相談は、苦情受付担当者は受け付けた内容を管理者に報告する
- (2) 苦情相談窓口で受け付けた内容は、個人情報の取扱いに留意し、相談者に不利益が生じないように細心の注意を払って対処する
- (3) 対応の結果は相談者に報告する

## 8. 成年後見制度の利用支援

利用者及びその家族に対して、利用可能な権利擁護事業等の情報を提供し、必要に応じて、行政機関等の関係窓口、社会福祉協議会、身元引受人等の連携のうえ、成年後見制度の利用を支援する。

## 9. 当指針の閲覧

職員、利用者及びその家族をはじめ、外部の者に対しても、本指針をいつでも閲覧ができるようにするとともに、ホームページ上に公開する。

## 10. その他

権利擁護及び高齢者虐待防止等のための内部研修のほか、外部研修にも積極的に参加し、入居者の権利擁護とサービスの質の向上を目指すよう努める。

## 附則

この指針は、令和6年4月1日より施行する